

野田市分別収集計画

(第10期：令和5年度～令和9年度)

令和4年6月

野田市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する 事項(法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7
	《特記事項》〔1〕野田市におけるリサイクル体系	8
	〔2〕容器包装廃棄物のフロー	9

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市には現在最終処分場がないため市外に依存しており、市内候補地の目処もたっていないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や、市外に依存している最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- 全ての関係者が一体となった取り組みによる快適なまちづくり
- 排出されたごみ・資源物を安全・適正に、かつ効率的に処分・リサイクルしていくためのごみ処理システムの整備・充実

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月1日を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色・茶色・その他)、飲料用紙製容器、段ボール製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	6,157t	6,129t	6,117t	6,103t	6,105t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

●教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

●ごみ減量協力店制度

平成7年度から市内の小売店の協力により、ごみ減量協力店制度を設け、各ごみ減量協力店では、品目に応じて、回収や下取りを行ったり、簡易包装の実施や買い物袋持参の呼びかけを実施しているが、ごみ減量協力店をさらに増やして行くとともに、現在実施されている各ごみ減量協力店においても、資源回収や再生品利用・簡易包装・買い物袋持参等のごみ排出抑制、リサイクルがさらに拡大されるよう協力要請及び指導を実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		空き缶
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のガラスびん
	茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん
	その他のガラス製容器	その他のガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの		不燃ごみ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	181t		180t		180t		179t		180t	
主としてアルミ製の容器	86t		86t		85t		85t		85t	
無色のガラス製容器	(合計) 290t		(合計) 289t		(合計) 288t		(合計) 288t		(合計) 288t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	290t	0t	289t	0t	288t	0t	288t	0t	288t
茶色のガラス製容器	(合計) 210t		(合計) 210t		(合計) 209t		(合計) 209t		(合計) 209t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	210t	0t	210t	0t	209t	0t	209t	0t	209t
その他のガラス製容器	(合計) 124t		(合計) 124t		(合計) 124t		(合計) 124t		(合計) 124t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	124t	0t	124t	0t	124t	0t	124t	0t	124t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	13t		13t		13t		13t		13t	
主として段ボール製の容器	653t		653t		651t		649t		649t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 270t		(合計) 270t		(合計) 269t		(合計) 269t		(合計) 269t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	270t	0t	270t	0t	269t	0t	269t	0t	269t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,512t		(合計) 1,509		(合計) 1,506t		(合計) 1,503t		(合計) 1,503t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1,496t	16t	1,493t	16t	1,490	16t	1,487t	16t	1,487	16t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各容器包装廃棄物量の見込みについては、分別回収を行う容器包装廃棄物の種類ごとの直近年度（令和3年度）の一人一日当たりの原単位（g／人／日）に、年度ごとの将来人口及び年度日数を乗じて得た値を見込量として採用した。

（1）将来予測人口

野田市の基本構想である野田市総合計画における将来予測人口の推移を基に、予測と実績の差異を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
154,940人 (対前年度比) -0.19%	152,646人 (対前年度比) -0.19%	152,353人 (対前年度比) -0.19%	151,999人 (対前年度比) -0.23%	151,646人 (対前年度比) -0.23%

（2）直近年度（令和3年度）の原単位

区分	原単位
スチール製容器	3.24
アルミ製容器	1.54
無色のガラス製容器	5.19
茶色のガラス製容器	3.76
その他の色のガラス製容器	2.23
飲料用紙製容器	0.24
段ボール	11.70
ペットボトル	4.85
その他のプラスチック製容器包装	27.09

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、既に収集（集団回収）体制を確立させており、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶	委託業者による指定日回収	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	無色のガラスびん		
	茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん		
	その他のガラス製容器	その他のガラスびん		
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック		
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市によるステーション回収	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	不燃ごみ		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空き缶については、選別・圧縮を委託業者の設備を使用し、びん・紙類・ペットボトルについては、市民の理解・協力が得られているため、排出段階で選別がされている。保管施設については、委託業者及び民間業者の保管施設を使用する。

また、その他のプラスチック製容器包装については、不燃ごみとして回収し、リサイクルセンターに搬入計量をした後、選別・圧縮し、同施設に保管する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	ポリプロピレン製回収袋	平ボディ車 パッカー車	選別圧縮保管は、委託業者の設備施設を使用。
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	無色のガラスびん	プラスチックコンテナ		保管は、民間業者の保管施設を使用。
茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん			
その他のガラス製容器	その他のガラスびん			

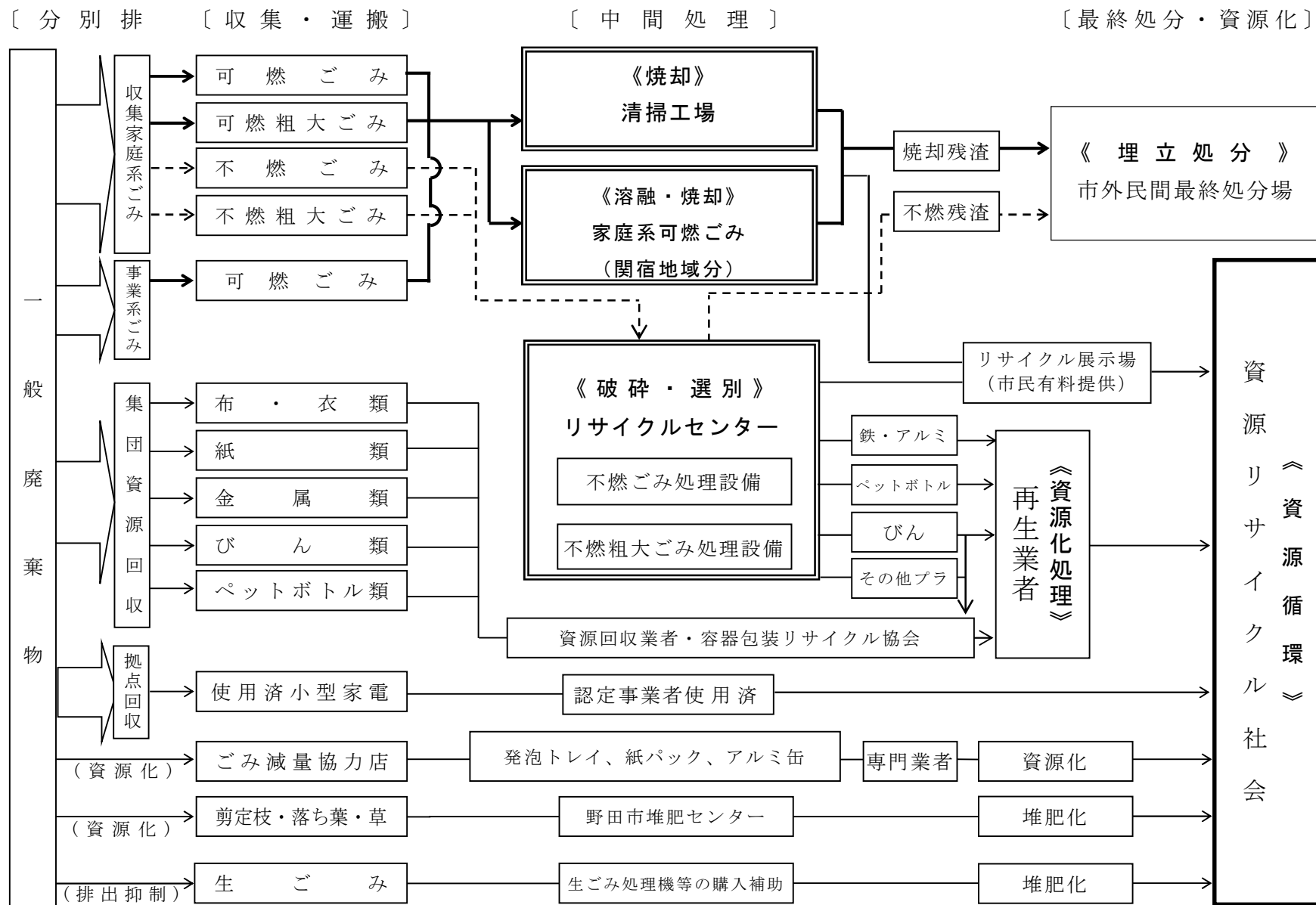
分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	十文字に 縛る	平ボディ車 パッカー車	保管は、民間業者 の保管施設を使用。
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	ポリプロ ピレン製 回収袋	パッカー車	選別圧縮保管は、 委託業者の設備施 設を使用。
その他のプラスチック 製容器包装	不燃ごみ	低密度ポ リエチレ ン製回収 袋		その他のプラスチ ック製容器包装に ついては、不燃ご みとして回収し、 リサイクルセンタ ーに搬入計量をし た後、選別・圧縮 し、同施設で保 管。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の区分と分別の基準に従い適正に排出されるよう、廃棄物減量等推進員と協力し啓発・指導を実施する。
- 自治会等の再生資源集団回収実施団体に対する支援を継続して実施する。
- ごみ減量協力店等による資源回収や簡易包装・マイバック持参運動等による排出抑制・発生抑制が促進するよう協力し、啓発等を実施する。

<特記事項>

〔1〕野田市におけるリサイクル体系



〔2〕 容器包装廃棄物のフロー

容器包装廃棄物の分別排出・回収処理フローは、以下のとおりである。

